

被害事故の際の強い味方！

弁護のちから

法的トラブルがあったときの弁護士費用をサポートします！
 その他サービスとして、弁護士紹介サービスと、被害事故・嫌がらせ相談窓口もございます。
 自転車事故のリスクである お相手への賠償責任、ご自身のケガ、
 に加え、万一の際の弁護士費用にも備えておく心安心です。

【弁護のちからが支える5つのトラブル】



※人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するまでの間に発生した時は、保険金をお支払いできません。
 ※人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的期間または学校等の相談窓口への届出を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
 ※遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

【弁護のちから】は、弁護士に依頼する金銭的な負担を軽減し、安心してトラブルを解決するために役立ちます。

補償内容 【弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険】	型名	月額 保険料	団体割引適用により 20% 割引
●法律相談費用保険金 通算10万円 限度 (自己負担額1,000円)	BG1型	690円	
●弁護士委任費用保険金 通算300万円 限度 (自己負担割合10%)			



↑↑↑
パンフレットはコチラ
(8ページ～9ページ)

■被害事故に関するトラブルの例



保険金お支払い額
45万9000円

<事故内容>

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払い額

1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払い額

50万円×(100%-10%(自己負担割合)) = **45万円**

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、パンフレットをご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ下さい。団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。



自転車保険・弁護士費用の
お申込みはコチラ！！



営業時間:平日8:30~17:15

TEL:03-3278-4593 MAIL:hoken@yuugen.co.jp

住所:東京都中央区日本橋2-16-8 第2パーカービル7階

株式会社 雄元 保険部